

セカンドライフ応援定期貯金規定

1. 預入資格

本定期貯金は、満55歳以上の個人で、国民年金・厚生年金または各種共済組合年金（以下合わせて「公的年金」といいます。）の年金受取りの予約をして頂いたお客様に限り預け入れできます。

2. 取扱店舗

本定期貯金の預け入れおよび支払いは、年金受取予定口座の開設店舗のみの取扱いとします。

3. お預け入れ限度額

預け入れ資格のあるお客様おひとりにつき、300万円を限度とします。

4. 貯金者名義

定期貯金の名義は年金受取の予約をされているお客様の名義に限ります。

5. 少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用

本定期貯金は少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができます。

6. 適用利率

(1) 預入日に当組合が店頭に表示しているスーパー定期基準利率に0.10%を上乗せした利率を約定利率とします。

(2) この貯金は当組合がやむをえないものと認める場合を除き、満期日前に解約する事はできません。

当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合には、貯金規定に基づき、お預け入れ期間に応じた「スーパー定期（単利型）」の期限前解約利息（中途解約利率）により計算した利息とともに払い戻します。

7. 取扱期間

取扱開始日より【年金受給年または60歳】の誕生日3か月前を満期日とした1か月～最長5年のスーパー定期貯金（単利）とします。（非自動継続）

年金受給予定年が到来していない場合、再度、受給予定日を確認したうえで、年金受給年の誕生日3か月前を満期日とします。

8. 当組合で年金の受取りがなされない場合の取扱い

(1) 証書記載の利率にかかわらず、預入日当日のスーパー定期の当該貯金金額に対応する基準利率を、預入日に遡って適用します。

(2) 当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合の期限前解約利率の計算に用いる約定利率は、証書記載の利率にかかわらず、預け入れ日当日のスーパー定期の基準利率とします。

9. その他

本規定に定めのない事項については、スーパー定期貯金規定（単利型）により取扱います。

以 上

2025年4月1日